

## 少年の拘禁体制に関する二〇一三年五月二四日の通達（２）

フランス刑事立法研究会

<https://doi.org/10.15017/2333979>

---

出版情報：法政研究. 86 (1), pp.169-182, 2019-07-31. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

## 少年の拘禁体制に関する二〇一三年五月 二四日の通達（2）

### フランス刑事立法研究会（訳）

はしがき

少年の拘禁体制に関する二〇一三年五月二四日の通達

序論

I―被拘禁少年

II―少年に特化した行刑施設または少年区画への若年成人の

例外的据置（以上、八五卷二号）

III―被拘禁少年に働きかける者

IV―拘禁体制

4・3・3 少年の仕事へのアクセス（以上本号）

V―出所計画の準備及び刑の修正

VI―被拘禁少年に適用される懲戒体制

III 被拘禁少年に働きかける者

3・1―学際的チーム

刑事訴訟法典第R.五七九―一三条は、行刑機関のチームと少年司法保護局のチームとの間の恒常的な有機的連携の基本方針を置いている。この観点において、刑事訴訟法典第D.五一―四条は、各施設において、学際的チームが、拘禁されている少年に対し介入する諸機関の代表者を招集することを規定する。各機関の介入における一貫性を担保することを目的とし、諸機関は、情報を相互に共有し、また、少年の利益のために諸機関の活動を調整しなければならない。それぞれの職務を有機的に結合させるといふ作業は、職業上の独自性及び各機関の倫理を尊重する学際性の構築を可能にするものでなければならない。

3・1・1―学際的チームの構成及び権限

a―構成

学際的チームは、施設長またはその代理人により主宰される。当該チームは、被拘禁少年に対して介入する諸機関の代表者からなる。

常任構成員…施設長または副施設長、監視職員の代表者、

少年司法保護局の管理職または委任を受けた管理職、及び、教育機関の代表者、国民公教育の代表者。

臨時構成員・少年の状況に関するデータを提供しうる者が問題となる。これらの人々は、必要な限りで、施設長により学際的チームに参加するよう招請されうる。特に以下の者が問題となりうる。

— 公衆衛生ユニットの責任者である医師、公衆衛生ユニット内の精神医療ケアの責任者である医師若しくは地域心理医療サービスの主任医師 (SMPPR)、または、基幹保健施設により任命される彼らの代表者、

— 少年の状況が検討される限りにおいて、拘禁前に少年の監督を行ったことがある少年司法保護局の開放環境地域教育機関 (service territorial éducatif de milieu ouvert (STEMO)) の代表者、

— 拘禁前に少年をよく知る機関の代表者及び特に少年司法保護局の司法収容施設の代表者、

— 犯罪少年または刑務所から出所してくる少年の受入れを認可されている民間団体の構成員、

— 若年成人の状況が検討されるに際しては、少年司法保護局と連携して若年成人の監督を確保する社会復帰・保護観

察所 (SPIP) の代表者、

— 少年の状況を認識しなければならない全ての人、

— 外部の役務提供者の代表者。

集会の日程に従い、各機関の責任者は、その介入が望ましい者を指名する。効率に対する配慮から、しかしながらこれらの介入者を増やさないことが望ましい。

#### b. 権限

学際的チームの意見交換及び考察は、拘禁期間における少年のケアの個別的計画を作成することを可能とし、PIJにより主導される少年の出所計画の構成に寄与する（特に刑の修正）。

学際的チームは、基軸となる自らの活動として以下のものを掲げている。

— 拘禁体制、条件、及び、少年の拘禁に与えられる意義について少年に対して説明すること。当該作業は、収監を生じさせる活動または諸活動に対する考察を開始させることを可能とするものでなければならない、

— 刑務所における日常生活の組織化。個別化されたスケ

ジユールが、現実及び必要性に対応していなければならぬ。この意味において、諸チームは、学際的チームに頼ることができらるものでなければならぬ、

―特に、司法上の外部引致時点、判決時点、有罪判決後の時期、及び、拘禁中の少年が遭遇するあらゆる困難な出来事の間、少年の個別的困難へケアを適用すること、

―特に、国民公教育の教師と連携し、拘禁中の職業訓練の行程を監督すること、

―拘禁の入所に先立ち司法的措置を行い、及び、日常的な少年の監督を引き受ける機関と連携して拘禁状態での社会適応の過程を監督すること、

―少年の健康を考慮すること（看護、健康教育）、

―報告／説明及び司法官の決定への援助。

被拘禁少年の学際的ケアは主に以下のことを目的とする

―拘禁に対する「動揺」を予防する、

―家族関係を修復しまたは維持する、

―拘禁中の教育的側面を保障し、個別的監督を強化することによる、被拘禁少年のケアの質を改善する、

―少年の出所に際しての、少年の社会復帰の状況を事前に予測し、促進し、準備する、

―拘禁代替及び刑の修正措置を提案する。

3・1・2―学際的チームの活動

チームは、少なくとも週に一度招集される（刑事訴訟法典第D.五一四条第三項）。

行刑施設及び少年司法保護局の協働推進が優先されなければならぬ。

会議は、少年区画または生活ユニットにおける通常活動に対して、及び、その個別的状況が少なくとも月に一度は検討されるべき各被拘禁少年の成長について行われる。学際的チームは、各少年のために、少年のケア及び特に刑の執行過程にかかわりうる要素全体、並びに、出所計画の作成に関し、意見を発する。これらの会議では、特に、少年の時間の使用、公衆衛生に関する少年の教育計画、少年の進路指導及び職業教育計画が話し合われる。

特別な警戒が、困難な状況にある少年の発見及び少年の状況の検討にもたらされる。

行刑施設及び少年司法保護局の管理職、または、その代理人は、学際的チームの会議後にとられる諸決定を、個別に受け入れている被拘禁少年に対し改めて説明し実行する。

学際的チームの意見は、決定の任を負う当局を拘束しない。チームは懲戒に関し管轄権限を持たない。

### 3・2―他の運営権限機関

#### 3・2・1―指揮監督チームの会議

施設長またはその代理人により各月に召集され、主宰される制度に関する当該会議は、組織の包括的機能に関する問題全体の検討の場である。この会議に参加するのは、施設長またはその代理人、少年司法保護局の管理職またはその代理人、EPMにおける教育機関局長若しくは少年区画における教育の現場責任者（RLE）またはこれらの代理人、保健ユニットの責任医またはその代理人、保健ユニット内にある精神的ケアの責任医または地域心理医療サービスマス（SMPPR）の医長である。

#### 3・2・2―少年拘禁委員会

当委員会は、少なくとも三カ月に一度開催される。当委員会は、方針、被拘禁少年のケアに関する地域政策を決定し、及び、制度上の問題に取り組み（態様、有機的連携、刑の修正、諸活動、治療へのアクセス）。当委員会は、学際的チームの管轄権限に属する個別的状況を扱わない。

当委員会は、刑の修正に関する六か月に一度の地方会議の準備に寄与する。

PJ地域局局长主導の下召集される当委員会は、共和国検事、少年係判事、刑罰適用判事、行刑施設長、拘禁状況において関与するPJの機関長、社会復帰と保護観察局長、または、各者の代理人、地方教育ユニット（UPR）の長、QM若しくはEPMの学際的チームの他の常任委員、弁護士団体の代表者、必要に応じて、民間部門の代表者からなる。必要に応じて、治療ユニットの統括責任者（保健ユニット、SMPPR）がそこに招待されうる。必要な情報が彼／彼女に伝達されうる。

PJ地域局（DTPJ）は、PJ地域間相互局（DKRPJ）に拘禁委員会の報告書を送付し、少年司法保護局地域間相互局は、DPJに向けて、年間の報告書を作成する。DPJは、DAP及び国民教育省（EN）に当該資料を送付する。

#### 3・2・3―少年の拘禁場所の運営に関する地域間相互委員会

行刑機関の地域間相互局（DISP）及びDKRPJは自らの地域において拘禁状態にある少年のケアの運営を保障する。この二つの局は、六か月に一度、自らの地域にまたが

る少年の拘禁場所（EPM及びQM）に関する運営委員会を組織する。

当該機関は、自らの区画にあるEPM及びQMの学際的機能の質を確認し、当該施設間の割当及び配分に関する調整を掌握することを目的としている。

PJ及び行刑機関の地域間相互局の主導の下、当該機関は、施設長、少年司法保護局の地域局長、教育機関長、並びに、地域のEPM及びQMの地域教育ユニットの責任者を一つに統括する。当該機関は、法院長及び保健地域機構（ARS）の代表者も同様に参加させる。

地域間相互委員会の報告書は、協働して作成され、行刑局及び少年司法保護局の本部、並びに、学校教育総務局に送付され、必要に応じて、厚生省治療提供総局に送付される。

### 3・2・4―被拘禁少年のケアに関する国内運営委員会

行刑局及び少年司法保護局の主導の下、年に一度、国内運営委員会は、行刑局及び少年司法保護局の地域間相互局長、厚生省治療提供総局長、学校教育総務局長、並びに、地域教育ユニットの代表者を招集する。

当委員会は、前年度の総括を作成し、次年度の作業見込

み及び目的を決定する。

### 3・3―諸手段

#### 3・3・1―作業組織の枠組み

##### a―施設計画

施設長の権限の下、行刑施設及び少年司法保護局のチーム構成員は、QMまたはEPMの組織を定める施設計画を作成する。看護職員が、保健衛生上の職員と連携している以上は、当該計画は看護職員に検討を委ねられる。施設計画は、教育機関の教育計画を考慮するものとする。

当該施設計画は、意見（聴取）及び認可のために、DIRPJ及びDISPへ伝達され、両局は各自の中央本部へ、当該計画の複写を送付する。

##### b―機関計画

各自の後見監督の権限の下、行刑局及び少年司法保護局の管轄に属するチームの構成員は、各自の機関の内部組織形態、並びに、被拘禁者に対する自らの介入の意義を規定する機関計画を作成する。

## 3・2・2―情報伝達

可能な限り、情報伝達は、非物質化された形態で行われる。

## a―情報及び申送りの日常的伝達

申送りの伝達は、集団的レベルにおいても個別的レベルにおいても、少年のケアに関する最新の状況につき、日課につき、並びに、特別の配慮の対象となるべき状況につき、AP及びPJ間で、毎日、形成されなければならない。

## b―申送り簿

申送り簿は、行刑機関及び少年司法保護局の日のチーム及び夜間のチームとの間の申送りを形式化することを可能とし、集団生活または一定の被拘禁者に関する出来事の痕跡を残すことを可能とする。

申送り簿は、常に、行政当局または司法当局により参照可能である。

申送り簿は、行刑機関及び少年司法保護局の諸機関の責任者により、認証されなければならない。

## 3・3・3―情報処理ツール

a―施設における被拘禁者のコンピューター上の管理 (GIDE) 及び連絡電子簿 (CEL)

少年の前歴、能力レベル、拘禁中の諸活動、及び、獲得された認証に関する情報は、ATF (活動―作業―教育) という独自のモジュールの中のGIDEという司法ネットワークの上に入力される。

これらの情報の定期的な入力は、諸活動の計画立案、日課、個別監督のための情報カード、または、統計表を作成することを可能とする。

施設長は、特に、各週、刑の修正の資格のある少年の一覧を伝達することにより、PJの専門職員に情報の接触を容易にする。

施設における被拘禁者のコンピューター上の管理に關し、個別的性質の情報処理を創設する二〇一一年七月六日のデクレ第二〇一―八一七号第五―V条の諸規定に従い、PJの地方分権化された機関の職員で施設長により個別に任命され、特別に権限を付与された職員は、被拘禁未成年者の教育上および社会文化上の管理に関する情報を含む連絡電子簿に記録された情報にアクセスすることも、情報を与えることもできる。良好措置が、同様に、CELモジュール

ルの中に記録される。

b—GAME

ソフトウエアGAMEがPJJの活動を報告する。行刑当局は、EDM及び若年被拘禁者センター（CJD）の教育機関に、施設の事務区画において当該ツールをインストールすることを許可する。実施されるべき情報入力に関するPJJの機関長による保証、完全性、及び、質は、PJJの専門職員に属する。少年区画において介入する開放環境教育ユニットの活動に関し、情報入力は、開放環境ユニットで行われる。

PJJの機関長またはその代理人は、拘禁状態にある全ての少年に関する主要な情報の抜粋を、施設長に送付する。当該送付は、受入れ段階に実行される。

IV—拘禁体制

4・1—拘禁の受入れ

4・1・1—新入者のケアの態様

a—AP/PJJの面談

新入者の面談は、施設長、または、行刑機関の長、官吏、上級若しくは第一級監督官により、少年の到着日または、

遅い時刻での到着の場合には翌朝に、実現される（行刑施設の代表的な内部規則第三条）。

当該面談の間に、施設の内部規則の写しが少年に手渡される（少年のために特化された行刑施設に関する内部規則またはその他の施設に関する少年区画に適用される内部規則の一部分）。

PJJの教育機関の代表者は、同様に、最初の接触のために、受入れに続く二四時間以内で、かつ、最大で四八時間以内<sup>(1)</sup>に少年と面談しなければならず、最初の接触時に、拘禁中の教育機関の役割や態様を少年に説明する。

可能な限り、施設の紹介は、AP及びPJJの協働の下実現されなければならない。

その他の少年に対してと同様、新入少年は、諸活動を提示されなければならないことが想起される。（教育、職業訓練、社会教育及びスポーツ活動）。

b—入所医学検査

成人と同様、少年は最短期間での医学検査を享受する。

若者の特性に鑑み、被収容少年の公衆衛生上のケアに関する二〇〇八年五月一三日の省間通達は、実施される公衆衛生の方法を明示することになる。



## c―国内公教育の判定

拘禁時間にかかわらず、全ての被拘禁少年は、個別の教育判定の可能性を提示されなければならない（刑事訴訟法典第D.五一一六）。

収集された諸要素に基づき、教育機関は学際的チームに、集団構成に関連付けられる諸拘束、少年の態度、及び、提案されたその他の諸活動を考慮した職業訓練の個別計画を提示する。

## 4・1・2―学際的チームにより決定される割当

七日間を越えてはならない当該観察期間の後、被拘禁者の人格及び個人の健康状態に関する情報が、各機関により所持されるファイルの中に書面で綴じられる（代表的な内部規則第三条）。この際、ケアの態様の点で少年の割当を決めるための意見を表明することを目的として、学際的チームの特別な会議が組織されなければならない（刑事訴訟法典第D.五一一四条及び第D.五一一一条）。

当該会議の後、なされた決定は、AP及びPJの管理職またはその代理人により口頭で被拘禁少年に伝えられ、協働して説明される。

4・2―多様なケアの態様に従った施設内での少年の割当施設内の被拘禁少年の割当は、一定の規則要請に対応する。

刑事訴訟法典第R.五七一九―一二条により提起される原則とは、少年の夜間独居の原則である。

例外的に、次の二つの場合に、少年は、同じ年代の別の被拘禁者とともに一つの部屋に収容されうる。医学的理由または人格的理由（刑事訴訟法典第R.五七一九―一二第二項）。

後者の場合、少年の同意が、少年により作成される書面の中に記述され、個別ファイルにファイリングされなければならない。二人部屋を少年が拒否する場合、当該決定は、職員報告書（CRP）の枠組み中に、監督職員により記述され、被拘禁少年の個別ファイルにも同様にファイリングされる。

いずれの場合においても、同房となる少年の事前の同意が、書面により得られなければならないであろう。

少年はいかなる場合においても、一つの部屋に二人を超えない。

ENMまたは少年区画にとどまっている成人となった者は、少年と同居で収容されえない。

被拘禁少年に適用されうるケアの態様は、EPM及びQM

における介入の共通枠組みを構成する。当該態様は、違反行為に対応する資格を有していないため、懲戒手続とは区別され、良好措置を構成しない。当該態様は、拘禁体制を、少年の適性及び集団の中に組み込まれる少年の能力に適合させることを目的としている。それゆえ、ケアの態様の変更は、少年にとって、少年の権利の行使にも、指導される諸活動への少年の参加にも、いかなる影響も与えることはない。これらの活動の態様と組織のみが調整されうる（時間割、集団の規模等）。

EPMまたはQMの施設計画は、被拘禁少年のケアの三つの態様を統合する、すなわち、一般的な態様、責任のある態様、そして、強化された態様である。一つのケアの態様にあてられる地理的区画の編成は、これらの措置の実施に対する前提条件とはならない。

4・2・1—少年に適用されうるケアの3つの態様

a—いわゆる「一般的」ケアの態様

ケアの当該態様は、被拘禁少年の大部分にむけられたものである。その目的は、自らの行為、集団生活上の規律、社会復帰と自律の計画に関し考える作業を促すことである

る。

[J]のエデュカトール及び監督官は、指導のない社会適応活動を少年が享受することを目的として、集団の時間を組織することを促進する。

b—「責任ある」と言われるケアの態様

ケアの当該態様の目的は、少年の自律性を高め、社会及び職業復帰に向けて出所計画を強化することである。専門職員は、少年がより集団で過ごす時間へ向かうよう働きかけ、拘禁状態での日常生活にわたって、特に、実際の場面において、交流するよう少年たちに働きかける。自らの犯罪、被害者及び刑事的状況に関する熟考を始めた被拘禁少年たちに割り当てられうるケアについての当該態様が問題となる。これらの少年は自らの出所計画の主体でなければならず、彼らの行動が、個別的ケアにおいても集団的側面においても一定の自律性を有する能力があることを確認しうるものでなければならない。

c—「強化された」と言われるケアの態様

ケアの当該態様は、二重の目的を追求する。  
—集団内に置かれる状況ではなおのこと、多大な脆弱的状

況にある少年のための、個別化され、強化され安心感を与える付添を提供する（例えば…自死の危険を示す少年、性的性質を有する犯罪につき収容されている少年等）。

―懲戒上の違反行為の遂行とは別に、権限者の尊重に関し、または、拘禁状態での生活枠組みに関し、困難を示す少年の要求に応える。

強化は、特に、個別面談及び社会―教育活動の領域において、関係する少年に対し携わる「」の機関の追加出席により、特に導かれる。強化は、必要に応じて少年の再割り当てを検討することを目的として、被拘禁少年集団内での少年の生活能力を評価しうるものでなければならぬ。

「強化されたケア」の態様は、それが必要であることが明らかである場合に、教育活動、社会―教育活動、スポーツ活動、及び、教育機関または臨床心理士との面談が少年に与えられるという状況に対応しうるものとなる。特別に個別化された介入のために、集団時間の割合を削減することが特に重要となる。

（大貝葵）

#### 4・2・2 ケアの態様の変更手続

最初の割り当ては、七日を超えない期間、全ての「新入

者」に共通の段階を経た後に実施される。

ケアの態様の変更は、学際的チームの意見を聴取した後、施設長により決定される。各少年においては、少なくとも月に一度、自己の状況が調査されるなければならない。他方、ケアの態様の変更が、少年及び学際的チームの構成員によって常時請求される。

ケアの態様の変更は、一時的な事象の発生に対する反応であつてはならず、被拘禁少年の行動観察、少年の精神的成長、及び、教育的作業の予想を踏まえた上で行われなければならない。

緊急でなされたケアの態様変更に関する全ての決定は、可及的速やかに招集される学際的チームによって必ず検討されなければならない。

少年は、全ての新たな決定について、AP及びPJJによって口頭で通知される。その内容は、少年のファイルに書面で記される。可能であれば、少年は、学際的チームの前に召喚され、学際的チームから決定について口頭で知らされる。

最後に、親権保持者は、自らの子どものケアの進展状況について定期的に通知される。

#### 4・2・3―割当変更の際の教育継続性

割当の変更の場合に教育を継続するため、各少年には、拘禁開始時から教育カウンセラーが選任される。少年の教育カウンセラーは、他の介入者（AN、EN、保健、外部機関）と協働して、出所計画を準備し、少年が割り当てを変更する際にその継続性を保証することを任務とする。

複数のユニットがケアの態様に特別に割り当てられる場合、各少年には、最初に少年の観察の任に当たったカウンセラーと新たなユニット内で選任されるカウンセラーによる同一指示が保証される。学際的チームの会合において少年の状況が調査されなければならない場合には、可能であれば、双方の教育カウンセラーは、その会合に出席する。

#### 4・3―被拘禁少年の個別的ケアの構成要素

出所及び社会統合計画の基盤を構築するために、本来の問題となるのは、拘禁時間を教育的な全過程の中に組み入れること、及び、個別的な行程、必要に応じて教育的な行程の主要な要素に依拠することである。

国民公教育及び保健機関との連携の下、行刑機関及び少年司法保護局は、少年にとって拘禁が意味を持つように、

少年に与えられる手段について責任を負う。P.11の教育機関は、学際的チームの提案を考慮しつつ、出所計画の作成及び実施の責任を負う。

刑事訴訟法典第R.五七九一五条及び第R.五七九一六条に従い、行刑機関、国民公教育省、及び、少年司法保護局は、各自の管轄の範囲内で、有罪宣告を受けた被拘禁者に、職業訓練、教育の領域に属する活動、再犯予防プログラム、社会教育的活動、文化的活動、スポーツ活動及び身体的活動を提供する。

拘禁時間及び特に少年の日中の行程を編成するため、就業時間の使用からスタートして、時間の使用が学際的チームによってカスタマイズされる。時間の使用をカスタマイズするに当たっては、少年の修学または職業訓練のレベルが顧慮される。教育及び職業訓練は、他の活動と競合することなく、時間の使用の最も主要な部分を必ず構成しなければならない（刑事訴訟法典第D.五一七条）。時間の使用は、学際的チームの構成員によって協議の上、計画される。

#### 4・3・1―少年の教育及び職業訓練へのアクセス

被拘禁少年の教育及び職業訓練へのアクセスは、行刑機関、少年司法保護局または国民公教育に属する全ての関係

職員の配備を要求する、特別な問題を構成する。その目的は、教育及び職業訓練活動を拘禁の強制及び各少年の経歴に適合させることである。

この教育及び職業訓練を受ける権利は、刑事訴訟法典の総則規定（第R.五七六一―八条、第D.四三五条、第D.四三六条、第D.四三六―三条、第D.四三七条、第D.四三八条及び第D.四三八―一条に付帯する、行刑施設の代表的な内務規則第一六条及び第一七条）、並びに、教育法典（第L―一二―一条、第L―一二―二条、第L―一二―一―一条、第L―一二―二―一条、第L―一二―二―二条及び第L―一二―二―一条）によって定立された原則である。学校は、被拘禁少年に対して、他の生徒に対するのと同様の義務、即ち、一八歳まで修学の有効な態様を提供する義務を有している。

一六歳未満の少年に適用される就学義務の他、行刑法は、全ての被拘禁少年のため、教育的活動に従事する義務を定めている（行刑法第六〇条）。大部分の少年が収容される前に修学していないという状況においては、一六歳以上の少年に学業の再開または継続を可能にするのに有益なあらゆる措置を取ることは妥当であろう（教育法典第L―一二―二―一条）。

この目的を達成するため、少年の拘禁体制に特有の規則

が、刑事訴訟法典第D.五一六条乃至第D.五一八―二条で規定されている。

（国民公教育に属する記録を含む）観察記録簿は、二週間の通学後、スクールカウンセラー（*tuteur scolaire*）によって各少年に例外なく開示される。この記録簿は、職業訓練の経歴証明を可能にする。この記録簿は、少年自身、その家族、学際的チーム及び少年の観察を担当する司法官に提供されなければならない。

最後に、最良の条件における出所準備の態様について、関係するアソシアシオンまたは機関の代表者と検討するのが便宜であろう。即ち、この点に関して、若者の社会統合に向けた地方の任務が、重視する必要があるであろう。収容の時点から、拘禁後の再社会化または教育の実施といった観点が、国民公教育との関係を構築することによって、探求されなければならないであろう。

4・3・2―少年の社会教育活動及びスポーツ活動へのアクセス

行刑法第六〇条の規定によれば、被拘禁少年は、就学義務に服していない場合、自己の人格の発展に寄与し、自己の社会的、修学的及び職業的再統合に向けた教育的活動に

従事しなければならない。

社会教育活動及び（とりわけ屋外での）スポーツ活動に割り当てられる時間は、少年の時間利用の構成要素をなす（刑事訴訟法典第D.五二八条）。少年の社会教育活動への参加は、学問及び教育へのアクセスを促進しうる。

例外的に、被拘禁成人とともに組織された活動に少年、即ち、少年または少女の参加が検討される場合、施設長は、学際的チームの意見を聴取した後、刑事訴訟法典第R.五七九一七条に従って、この例外を許可しなければならない（刑事訴訟法典第五一八一一条）。但し、この例外は、いかなる場合であっても、一三歳以上一六歳未満の少年の場合には許容されえない（第R.五七九一七条第二項）。

EPNIにおいては、被拘禁少年は、共同部屋と個室を含む「生活ユニット（*unité de vie*）」と呼ばれる場所に居住する。少年のために組織される活動は、生活ユニットで実施されるものであっても、両性の被拘禁者を受け入れうる（刑事訴訟法典第R.五七九一〇条第二項）。

#### a | 社会教育活動

少年司法保護局の公的部門の機関は、社会教育活動の実施を保障する（刑事訴訟法典第R.五七九一六条）。

指導付社会教育活動の組織及び推進を通じて、P1]の専門職員は、各少年のもとで日常的に行われる社会化作業のてこ入れを目指す。従って、P1]の公的部門の機関は、管区の機関において保証された技術及びアプローチを行刑環境に適合させた形で展開する。

P1]によって実施される各活動のために、教育カウンセラーが選任される。教育カウンセラーは、被拘禁少年の適性及びニーズに適応していると思料する社会教育活動を計画し、そして、可能な限りこれを推進し、少なくとも年ごとにこれを評価する。

活動の性質がそれを正当化する場合、場合によってはSP1]と連携しつつ、教育機関は、外部者の来所（文化及びスポーツの専門家、専門のアソシアシオン、私立学校、芸術家、教育された有能なボランティア）を要請することが可能であり、P1]は、活動を推進するため、協定の枠内で、これに支出することができる。

いずれにせよ、来所者は、拘禁に結びつく以下の規範的状况を尊重しなければならない。施設の内部規則、製作された成果品及び物品の搬入手続、少年の肖像権。

## b—余暇活動

指導を伴わない一時的な例外的休息活動が、被拘禁少年のために計画されうる（例えば、タレントの単発的な来訪）。

## c—スポーツ活動

少年の時間利用は、FJの専門職員及び教員と連携しつつ、行刑機関によって組織されるスポーツ活動を包含する。

## d—視聴覚ライブラリーへのアクセス

刑事訴訟法典第D.五一八―二条は、全ての少年が図書館への直接アクセスの恩恵を受けることを要請する。成人に倣って、少年は、十分な期間、公刊物、新聞、音声機器、視聴覚設備、及び、マルチメディアにアクセスできなければならぬ。このことは、少年司法保護局の公的部門の機関によって実施されなければならない、媒体提供の一部を構成する。

このことは、メディアライブラリーの中で少年向けの（年齢に応じたあらゆる形式及び種類の）資料を購入し、書籍及び媒体をめぐる社会教育活動並びに文化活動を実施することを含む。

拘留所において、成人と区別された、被拘禁少年のため

の時間枠が、共通のメディアライブラリーにおいて必ず準備されなければならない。可能な限り、少年区画の特別な部屋が図書館に割り当てられなければならない。

## 4・3・3—少年の仕事へのアクセス

刑事訴訟法典第D.五一七―一条に従って、一六歳以上の被拘禁少年のみが、仕事へのアクセスの恩恵を受けうる。仕事は、教育または職業訓練活動を犠牲にして行われてはならないため、例外的性質を帯びる。

（井上宜裕）

（1）少年が土曜日の夕方または祝日前夜の夕方に少年区画に拘禁される場合。

（未完）

【付記】本資料は、二〇一八年度末延財団研究会助成による成果の一部である。